

区政と行政情報

清水征夫 松井正幸

一 はじめに

横浜市に住んでいれば、どこかの区に属することになり、何らかのかたちで区行政との関わりがある。横浜市に住み始めれば、住所地の区役所へ住民登録をすることになり、区役所が横浜市とのかかわりの初めとなる。人が生まれれば、区役所へ出生届が、結婚すれば、婚姻届が、死亡すれば、死亡届が出される。区役所には人生の縮図が蓄積されているとも言える。また、我々の日常生活でも、区役所は重要な役割を果たしているのである。

市民の生活を身近に見たり、感じたりすることのできる位置にある区役所は市民生活における諸問題等に熟知し、市民

の行政需要を的確に把握し、それらに対応する任務、役割を果たしていかなければならないと思われる。そのために、区役所を中心とした区政と行政情報に関して、区役所に働く一員として感じていることを述べたいと思う。

二 横浜市政には区政が重要

① 横浜市の足取り

横浜市は江戸の末期には、ほんの一寒村にすぎなかったそうだが、黒船の来船以来、文明開化の玄関口として徐々に発展し、市域についても、明治二十二年に市制が敷かれてから、何度かの変更を行いながら現在に至り、人口約二九〇万人

を擁する大都市となった。

しかし、都市基盤をみると、関東大震災、第二次世界大戦、占領軍による接収等により、経済的基盤を失い、戦後の復興のための活気も失い、港の業務を背景としてあった商社等は、次々と東京へ移転してしまった。そのような中で、都市基盤の整備は非常に遅れてしまったのである。そして、技術革新によるモータリゼーションの到来とともに、利便性を求めて既存大都市への人口の集中が生じた。横浜市もこのあおりをもちに受け、東京のベッド・タウン化し、急激に人口が増加し、市街地住宅地域の拡大が急激に進み、さらに都市基盤施設が計画的にバランスよく整えることができないままとな

ってしまった。ここ二〇年というのは、そのバランスを保つための過酷な戦いであつた。

しかし、昭和三十年代から四十年代後半にかけて爆発的に増えつづけた人口増も落ち着きはじめ、現在は、以前のよう
に学校施設等のために特に予算を投入しなくてもよくなり、財政的には厳しい折であるが、ゆとりが、やや出て来たのではないかと思われる。そこで、これからは、量より質を重んじる時代ではないかと思う。

② 区役所が市政の原動力に

今後の急激な高齢化、余暇の増大、市民の文化的欲求の増大・多様化、さらに

- 一 はじめに
- 二 横浜市政には区政が重要
- 三 区政と区役所
- 四 情報の重要さ
- 五 区政に必要な街づくり等の下地づくり
- 六 既存の制限をもつと区政に生かせないか
- 七 むすび

は、都市の中で起る様々な悩み事等に、行政は対応していかなければならないし、市民から行政に対する期待は年々増加し、複雑多岐にわたることが予想される。そのため、横浜市の行政はもつときめの細かいもの、地域に根ざしたものを要求され、必要となっている。すると、今まで以上に区行政が重要視されることになる。

昭和五十六年末に発表された「よこはま二十一世紀プラン」でも、このことを重視し、市民本位の市政を基調としている。市の計画のブレイク・ダウンではあるが、一四区の特徴、地域性を少しでも計画に反映させようと、「区別計画」も併せて作成された。現在、この計画は三年目に入っているが、その実現に向けて、全市をあげて邁進中である。この実現には、市民に身近な区役所が主体となっていかなければならないと思われる。

三——区政と区役所

①—現状をみると

横浜市には最大の戸塚区から最小の西区まで一四あり、中心区、中間区、周辺区と大旨三種に分類されるが、それぞれの区に特徴がみられる。しかし、区役所機構をみると若干の違いはあるにせよ、全体的には全市一律的な感はまぬがれな

い（各区にある同種の施設を見てもさほどの特徴は感じられない）。

横浜市の区は東京都の特別区のように各区独立の法人格を有し、議会や公選の区長をもつ自治体とは異なり、行政区である。区役所の業務は戸籍・登録、税関係、保険年金、福祉関係の定型的なものを中心となり、比較的に限られたものとなっており、区内で行われている街づくり等の多くの事業については、ほとんどが市の各局で行われ、ただ区は各局との協議のみしか行なえない状況となっている。

②—区役所の位置づけと機能等の充実

教育、文化、福祉等の地域問題、街づくりなどについて、市民は市役所で解決するより、区役所で解決してもらえたいと望んでいるようである。区役所で解決できないで、市役所へ行かなければならない市民からはよくそのようなことを聞かされている。区役所に行政の総合性が求められるのである。先にもふれたが、今後は急速に高齢化が進み、余暇の増大が予想され、市民の生活パターンの変革が生じ、文化的欲求の多様化・複雑化が生じ、福祉面についても様々な問題が生じるであろう。このため、住民に身近な区役所は、区政の中心におかれるべきで、市民の種々雑多な行政需要を的確に把握して、区民に身近な行政サービスを提供するとともに、区民の利便を図っていく必要がある。また市民本位の市政を区で行うため、区役所は地域に密着したきめの細かい行政を総合的に推進できる機能を必要とされる。このために、次のことが、今後の課題となっている。

① 区の適正規模及び区役所機構の改革
区の適正面積・人口規模と区庁舎のあり方と構造等の検討、区役所への土木事務所・公園事務所等の統合の検討、区長にある程度の予算要求と執行権、人事権付与、区内の総合行政を区役所で行うためのスタッフ・機能の充実等の検討をし、市民本位の市政を行うための条件整備を行う。

② 市民の市政参加の機会・場の充実
地域における行政の政策決定のために地域住民の合意形成への市民の市政参加は、責任をもった一人ひとりの市民が積極的に市区政に参加できる機会・場づくりを行ない、市民が市区政の運営状況をよく理解し、その上になつて、地域や市区政の問題について、建設的な意見・要望を出せるようにする。

③ 情報公開制度の充実

市民の市政参加の基本には市民が市区政に関する正確な情報を十分に持つていくことが必要である。このため、本市で情報公開全般について検討を進めている

ところであるが、情報公開制度を早く確立するとともに、これにともなう行政内部の対応システムの確立も必要となっている。

四——情報の重要さ

①—市民と行政との協力には情報が必要
快適で安全な街づくりを行うためには、先に述べた行政側の組織の充実、情報公開制度の充実、市民市政参加が不可欠となってくる。そのためには、行政側から市民に街づくりに必要で十分な情報を流す必要がある。それによって市民は適切な判断、知恵を出すことができる。

それに対して、行政側もあいまいな情報（関係機関、市民等から）では適切な行政上の判断ができない。よって行政はできる限りの情報を正確につかむことが大切である。区役所においてもそうである。市における行政情報は局に集中しており、区役所には十分な情報が流れて来ない。行政内部での情報の交換、伝達がまず行われなければ、市民に適切な情報を伝えることはむずかしいので、市から区へ情報を十分に流して欲しい。

以上により、市民、行政が相互に協力し、知恵を出し合つて、総合的な観点からの街づくり等ができるのであり、その結果、市民にとって真に良いものが生ま

表一 情報手段

- 1 住民が情報を得る手段
 - (1) 広報よこはま
 - (2) 市政概要、各区区勢概要、市民のひろば、暮らしのガイド等各種の市政・区政紹介の冊子
 - (3) 新聞、ラジオ、テレビによる市政情報
 - (4) 各局、各区からの各種のお知らせ等のPRパンフレット等
 - (5) 道路、下水道等の各種事業の地元説明
 - (6) 区民のつどい、区民会議、地域のつどい等の集会
 - (7) 市長への手紙、陳情、要望、市・区政に関する相談、問い合わせ等に対する行政からの回答
 - (8) 区民要望に対する回答(区要望反映システム)
- 2 行政が住民情報を得る手段
 - (1) 市長への手紙、陳情、要望、市・区政に関する相談、問い合わせ各種審議会、各種モニターからの意見、要望、各種懇談会
 - (2) 各種事業に関する説明会を通じて意見・要望
 - (3) 区民のつどい、区民会議、地域のつどい等の集会
- 3 行政内部間での情報交換手段(特に区の立場から)
 - (1) 市長への手紙、陳情、要望、市・区政に関する相談、問い合わせに対する各局回答
 - (2) 区民のつどい、区民会議、地域のつどい等の集会における要望に対する各局回答
 - (3) 区要望(区長要望・区民要望)に対する各局回答(区要望反映システム)
 - (4) 局区長会議、区長会議、部長会、市政参加推進会議、課長会、係長会、担当者会議等
 - (5) 区政推進会議
 - (6) 区における総合行政の推進に関する規則ともとづく情報
 - (7) 横浜市都市問題調整協議会規程に基づく、各種調整会議、その他の規定等に基づく照会等
 - (8) 事業がらみの市区職員の打合せ
 - (9) 各局発行の事業概要、統計資料、地図等の刊行物

れるのである。市民、行政、行政内部の情報手段としては表一1のようなものがあるが、これをさらに充実し、この手段を行政にフルに生かしていくことが重要と思われる。

② 区役所内でも情報の総合化が必要

戸籍課では市政の基本データである住民基本台帳を始めとした重要なデータを保持している。統計選挙係は各種の統計データを保持しているとともに、各種の統計

調査のために地域住民と接している。税関関係のところでは、課税、収納事務、土地・家屋の固定資産税関係の仕事を通じて、地域をよく知っているし、土地、建物情報を持っている。建築課は建築確認事務、建築相談、建築物の検査等の仕事を通じて地域を見回っている。市民課の街並、地形、環境等に詳しい。市民課は町内会の連絡事務、各種の地域振興事務、青少年の健全育成、体育活動等の社会教育事業等を通じて、地域住民との接

触がある。区政推進課は広報広聴事務、区民会議、区の主要事業の総合的調整、企画事務を通して地域のことを総合的に見ている。このように区役所内でも仕事は諸々であり、それぞれが専門事務を通じて地域と接している。それらを出し合地域情報を持っている。それらを出し合つて、総合的な観点で地域の問題を解決していこうとすれば、かなりのことができるはず。各課、各係が持っている各種のデータが埋もれたまま十分に活用されていない。例えば土地係はかなり詳細な地域図を持っている。こうした区内のデータを区の街づくり等に役立れば、現在の区でもかなり地域情報を集めることができる。区こそ、地域情報をもつと積極的につかみ、整理して市区政に、地域の特徴を生かすよう努力すべきだ。

現体制では区役所内の相互交流による仕事の処理は非常にむずかしい面をもっているが、もっと積極的な共同作業があつてもよいと思う。これは今後検討していく必要がある、区政にとつても重要な課題となろう。

五 区政に必要な街づくり等の下地づくり

① 保土ヶ谷区コミュニティ計画策定事業

表一2 保土ヶ谷区コミュニティ計画策定事業

55年度	①コミュニティ計画策定研究会(開催6回) ②コミュニティ計画策定研究会報告書(その1)作成
56年度	①コミュニティ計画策定研究会報告書(その2)作成 ②保土ヶ谷区環境カルテ作成作業開始 ③保土ヶ谷区コミュニティ計画懇話会設置(開催2回)
57年度	①保土ヶ谷区環境カルテ作成 ②保土ヶ谷区コミュニティ計画懇話会開催(3回)
58年度(予定)	①区民意識調査の設計書案作成 ②区民意識調査実施に向けての準備 ③保土ヶ谷区コミュニティ計画懇話会開催(3回)
59年度(予定)	①区民意識調査実施 ②コミュニティ施設の適正配置案、利用管理案作成

区役所は市政を進めていくために、市民の接点に立つて、主体的に動いていかなければならない立場にありながら、現状ではまだ十分とは言えない。そのため、各区で様々な工夫、努力を行っているところであるが、保土ヶ谷区でも昭和五十五年から「保土ヶ谷区コミュニティ計画策定事業」なるものを始めた。この事業の経過と予定については表一2のとおりである。最終目的まで到達できるかどうかは今後の努力と市・関係機関等の協力が必要であると思う。

区政を進めていくためのデータはたくさんあるが、それが区政に生かせるよう

整理されていない。区政を効率的に総合性をもって進めるためには、そのデータの整理が必要である。五十六年末に発表された新総合計画「よこはま二十一世紀プラン」にもとづいて、現在、市区政が進められているが、その実現は行政だけでは行えない。市民と行政が役割分担をして、その肉づけ作業を行っていく必要がある。そのため、その下地づくりをしておかなければならない。そのために、この事業を始めたわけである。

②—コミュニティが大切

この目的、考え方は「都市型コミュニティの育成と調和のあるまちづくり、そして市民の積極的な市政参加を目的とし、市民連帯、積極的な市民参加をうながし、今後の市区政に生かしていきたい」である。各種のデータの収集、整理、問題の把握、それらを基礎にしながらコミュニティ施設の適正配置案や利用管理案まで作成し、市民本位の市政、街づくりの基礎資料としてこれを活用して、一歩一歩街づくりを進めていくことを願っている。

初年度（五十五年度）から五十六年度にかけては市区職員（三十九名）と大学の先生を交えて、「コミュニティとは何か」ということから研究を始め、六回にわたって意見交換、討論を行った。内容

は大都市におけるコミュニティとコミュニティ施策、コミュニティプランニング、区民意識の把握の方法論等で都市工学、社会学的な見地からの研究、それに保土ヶ谷区の今後の方向性についても討論を加えた。この研究会の成果がどうであったかはさだかでないが、少くとも、この研究会に参加された方はコミュニティの大切さを感じとったであろう。区内職員がそれぞれの専門を離れて、同じテーマに向って共同で研究討論を行ったという事は、今後区役所内で共同作業を行う機会があれば、役に立つのではないかと思われる。これを無駄にしたいのではない、今後は何かの折には役立てたい。この研究会の内容については報告書その一、その二としてまとめた。

③—保土ヶ谷区環境カルテ

五十六年度後半から五十七年度にかけては、区の現況を知っておこう、そこから問題点の把握をしようということ、保土ヶ谷区環境カルテの作成を行った。すでに中区、緑区、港北区、神奈川区でこれに類したものが出されているので、参考にさせてもらった。

資料の収集には非常に苦労した。基礎資料とし、どのようなものがどこにあるのかわかなかった。区にも統計資料をはじめとして諸々のデータはあったが、意

外に使える状態のものも少なかった。各局、各区発行の刊行物、地図データ、その他のデータ等の詳細な一覧表をどこかに一本にしてまとめておいて欲しかった。

はじめに、各局、関係機関へ行ってデータ探しである。データを探しあてても、それぞれの立場で作成されたものであるから我々が欲するデータとしては、そのまま使えない。区で加工する作業、図面の写し替え、表の作り替え、に手間どった。また、データ作成年月日のずれ、さらにはデータを作成しても、それを公表してはまずい等の問題が生じ、区で加工したデータの多くが消えていった。区役所でこのようなカルテを作成するという事はむずかしい、限界があると感じた。むしろ市民の有志が作るべきもので、その方がより問題の指摘ができるのではないかと思う。しかし、これを行政がどうバックアップしていくか、市民の指摘、アイデアをどう事業計画に生かす、実現化していくのか。これは今後の課題となるであろう。このカルテの作成にあたって、中区、港北区、緑区、神奈川

川区のカルテ作成担当者、カルテ作成後の効果や今後の課題について、貴重な意見をもらったので、表—3に参考としてかかげた。

各区でも、カルテ作成後、これをどう

発展させるかで悩んでいるようである。カルテは行政データを区版の形で集大成したものであるが、これをもっと区民に身近なものにするためには、区職員と区民が一体となって地域情報を集め、二千五百分の一ぐらいの縮尺（日常生活圏）の地図に落としたデータでなくては、区民の利用しやすい、関心を引くものにはなりにくい。まず、区の各課、各係で培った今までの地域情報、専門知識を集める必要がある。その上で意欲的な建設的な意見を持った区民と連けいして、地域情報をつくっていかなくては真に役立つデータは得られないのではないか。

地区カルテが他都市でも作られているし、横浜市でも最近各区で次々と作られている経緯を重視して、地区カルテの意義とその活用等について、昭和五十七年三月に横浜市企画調整局（現企画財政局）でまとめられた「横浜市行政区におけるまちづくりと地区カルテに関する調査研究報告書」と「その要約版」が出ているので、カルテに対する理解を深めるには、参照するとよいと思われる。

六—既存の制度をもっと区政に生かせないか

①—区における総合行政の推進に関する規則

表-3 地区カルテに関する他区の状況

項目 区別のカルテの名称	①地区カルテを作成して区行政にとってよかったこと	②地区カルテ作成後の市民の反応について	③地区カルテ作成後の区役所内での反応について	④今後の課題について
<p>中区 生活環境図集 昭和55年2月発行</p>	<p>○徹視的な見方から、巨視的に見える可能性が増大した。 ○予算要望、新総合計画などの検討に際しての状況をより適切に知るうえで役立つ。 ○局に中区の現状を知ってもらおう。また説明する機会に有益であった。</p>	<p>○当初内部資料として作ったため、市民へ積極的に配布しなかったため、一般市民からの反応はあまりない。 ○区以外の市職員、研究機関、他都市からは現在も送ってほしい旨連絡がくるが、余部がないため対応できない。</p>	<p>○直接区役所の仕事に関連する内容が一部にとどまっているので大きな反応はとくにない。 ○新人の職員について、区の現状を的確につかめるので、好評である。</p>	<p>○ものさしがないため、計画にむすびつかない。 ○役所内のもとの市民むけのもの2種類あつてよいのではないか。 ○プログラムのなにもとどまっているので、面積、人口のことを考えるときミクロ的なものも検討したらよいのではないか。 ○図面の大きさによって印象が変わるようである。</p>
<p>港 北 区 港北地区カルテ 56年10月発行</p>	<p>○区内の施設・問題箇所、事業区間等について、行政内部で話し合っている時や住民と話ししている時に手紙に確認できる。調整係用のカルテには、書き込みをして便利に使っている。</p>	<p>○よくまとめられた資料を出してくれたと喜ばれた。 ○カルテを発行するだけでなく、カルテを教材として色々な説明を聞いた方がわかりやすいという意見が多かった。 ○カルテのオートスライド化の要望。 ○区民会議の分科会、市政モニター0B会等でカルテの説明を実施。 ○熱心な住民はカルテをよくみて勉強し、そこから自分で考えた意見をいうようになってきた。</p>	<p>○職員や組合から区の現状を説明してほしいとの要望があり、区職員むけの研修を実施。 ○内容的にかなりポリエラムのある比較的立派なものが出てきたので、職員の自主参加プロジェクト事業に対する一般職員の理解が深まったようだ。</p>	<p>○区の現状を一番にまとめたのはよかったが、B3判という大きさのため、利用しにくい。よりコンパクトあるいは単線方法で検討すべきである。 ○区全体のレベルではまずまずであるが、地域の街づくりを考えていくとなると、どうしても地域(地区)カルテのような詳細なカルテが必要。 ○カルテをつくるのが終局の目的のようになるのではなく、住民と行政が相互に協力して街づくりの活性化を図るためソフト面での体系的な指針が必要。 ○一環一脈あるいはプロジェクトで作成できたが、区役所の強化のためには、区職員が理解しなくてはならないであろう。</p>
<p>緑 区 緑 区 環 境 図 集 55年9月発行</p>	<p>○会議等の資料として活用できた。 (行政区や区民会議、連町会など) ○区別計画の策定の中で参考となった。 ○新人研修に役立った。 ○区の子算要望の際参考となった。 ○「緑区」の宣伝になった。</p>	<p>○図集の巻末にアンケート葉書を添付しておいたが回収率はよくない。しかし「わかりやすく」とてもよい資料だ」という感想が多かった。 。将来計画を入れてほしい。 。緑刊を作成してほしい。 。この図集を知らない人が多いのもっとPRを などが目立った。</p>	<p>職員への反応はあまりなかった。 管理職の評価はよかった。</p>	<p>○区の現状をみるのには便利だったが、地域計画に結びつけていくためには大きなスケールで個別や小学校区などのいわゆるコミュニティを対象としたものでなく、区全体のほうが好ましい。主体となつていくのが好ましい。 ○区民すべてに図集がいきわたるのはむずかしいので別途エキスやまとめたパンフレットを作成し、全戸配布(管理職、職員がやる)にする。 ○図集をつくりたいという要望は、一方では地区ごとのきめこまかなカルテ作成が私たちにどう課題ではないでしょうか。</p>
<p>神奈川 区 生活環境図集 57年3月発行</p>	<p>○個別的、断片的な情報を、区という「地域の眼」で総合化することによって、区の問題点が把握できたこと。 ○区に関する総合的な情報を、区職員が知る機会を得たこと。区政の運営にとって役立っている。 ○再開発を含む地区の将来計画の作成に役立つ。 ○区役所の情報管理機能の問題や市の区に對する情報提供上の問題が再認識できたこと。</p>	<p>○区内の都市生活環境が目で見てわかり、勉強になる。 ○今までは、役所から個々バラバラに情報提供を受けていたが、このようにまとめた情報提供してくれればと街全体のことがよくわかる。 ○他都市、大学、研究機関から送付依頼がある。 ○便利帳として使え、日常生活に役立つ。</p>	<p>○職務に関係のある職員は関心があるようだが、大多数の職員からは、あまり意見が出てきていない。</p>	<p>○対象地域を住民の日常生活圏(小中学校区)に限定する。○住民参加や住民意識調査による「住民の視点」を導入を行う。 ○よりきめ細かく、地域の情報分析を行い、問題箇所・課題、あるべき街の姿などを提起する。 ○図集をスライド化し、説明をつけ、区民会議、地域のつどい、住民相互、学校などでの話し合いの素材となるようにする。</p>

既存のものを十分に活用することによって、区政に生かせるものがいくつもある。その一つに標記の規則がある。この規則制定の経緯は、「区と局及びその出先機関相互における事務の連絡調整について」(昭和五十年十月一日助役依名通達)及び「区の区域内における事務連絡調整会議規程」を統合し、新たに「横浜市区行政の総合調整に関する規程」を五十六年七月に制定したが、わずかその一年後に、区長の区における市政の代表者としての位置づけを明確にするとともに、総合調整権限の一層の強化を図るため、この規程を廃止して、五十七年六月五日に「区における総合行政の推進に関する規則」として新たに制定し、区における総合行政の推進を内外に明らかにした。これは新総合計画「よこはま二十一世紀プラン」発表の前後一年の間での変更であるだけに、市民本位の市政を基調としていくことを印象づけられた。

この規則の目的は「区の区域内において横浜市が行う事務事業に関し、区役所及び局の連絡調整を円滑にするとともに区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政を積極的に推進し、市民本位の市政に資する」となっており、これを十分に活用すれば、区政にかなり寄与できると思われるが、規則になつたにもかかわずら、いぜんとしてあ

まり活用されず、期待はずれの状況となつている。一部を除いては、局から来る情報はだいたい、計画決定されているもので、地元説明をする段階のものがほとんどである。この段階のものでは、これらの計画に対して、区の考えを十分に生かし、反映させることができにくいのである。事業局は区をあまり信頼していないのか、期待していないのか、区の立場としては残念な気がする区は権限が限られているとしても、局と対等に考え、協力していこうという気がまえばある。

いずれにしても、計画段階、あるいは計画前の段階の連絡が少ないように思われる。このことは規則制定後一年と日が浅いからかもしれないが、各局区において担当職員がこの規則のあることを知らないのか、あるいは、この意義を解していないのか、もしそうであるならば、この規則の意義等のPRが大切ではないか。

一方、区と区内の事務所との連絡をスムーズにして、区内の街づくり、区政を円滑にすることを目的として思うが、前述の規則の九条により区政推進会議が区長の主宰で行われており、これはかなり活用されている。これは区と事業所とが区内にあり、身近にあり、連絡しやすしい状況にあるから、日常的な諸問題についてもよく連絡をとりあつて、解決、処理に共同であつている。この点

から見て、区内の各事業所を区に統合することが区政にとっては得策ではないかと思われる。

②—宅地開発に関する事前審査会議等

横浜市都市問題調整協議規程に基づいて、宅造開発に関する事前審査組織が三つ(開発関係幹事会、事前審査部会、宅地審査連絡調整会議)あり、それぞれ区から区政部長、区政推進課長、調整係長が出席して、各局のメンバーとともに、宅造に関して、意見交換をしているが、比較的に区の意見、考え方を述べられる場であると思われる。よつて、計画に対する区のしっかりした考え方をもち、この調整会議に臨み、またその考えをその計画に反映されれば、この会議はかなりの活用効果が出る。その他、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく照会、土地利用調整の照会、大規模店舗の出店に関する照会等があるが、これにもっと区が積極的に関与できるようなシステムを考えたいことも、今後、重要と思われる。このような手段等を通して、市、区との意見交換の場として、検討の場として、さらにはプロジェクトを作つていくシステムができれば、かなり区政に反映できると思われる。

③—区要望反映システム事務処理要領

市民本位の市政とは市民の意見、要望を的確に把握し、これを市政に反映させることであると思うが、このために、この要領が五十二年八月に設定されたと理解している。この要領によって、区役所は市へ予算編成時期にあわせて、区要望(区民要望・区長要望)を九月上旬頃まで送付している。そのあと、区長要望の中から五項目程度にしばつた区政運営上の重要項目について、区長から市長へ直接説明する機会があるわけだが、各局が区要望を十分尊重して、予算に反映するよう取扱かえば、これも十分に活用効果があるのではないか。このシステムの趣旨を全局にわたつて徹底されるようお願いしたい。時にして、区要望に対する回答をみると、局がこの区要望の意義を軽く扱っているのではないかと思われる節もある。このシステムがより有効に活用されることを願つての提案として、区内の主要事業に関して、予算要求前後に区と事業局との定例協議会、あるいはプロジェクトを設置する制度を加えたらどうか。これは前述の(1)(2)とも関係するが。

④—区民会議

市民が市政に参加する機会としては、現在、「市長への手紙」「市・区民相談」「各種の住民集会」等数多くある。これらは市政・区政の欠陥を正し、市民の立

場にたった市政を推進するうえで大きな役割を果たしてきているが、雑多な都市問題を個々の市民と市・区との間だけで応答し、解決しようとする傾向が多々あるように思われ、問題が市民の間で発展していかないうらみもあつたので、市民が市民同士で一堂に会して、行政だけでは解決しえない問題等について、市民の知恵を出し合つて、建設的な話し合いを深め、市政に反映できたらということ、昭和四十九年頃各区で次々と区民会

議が発足し、現在に至っている。まだまだ、市民同士の知恵を出し合つて、諸問題を自分達のこととして、解決していくまではいっていないようであり、ややもすると、陳情集会的に終つてしまう。区民会議の意義がまだ市民に浸透していないようであるが、区民会議委員、事務局ともにがまん強くこの発展を願つて努力をしている。行政側も区民会議に対する理解をもつて、この会議のもつエネルギーを有効に市政に反映し、対応していく

努力が必要と思われる。現在、前年度から区民会議の運営等について、各区の区民会議委員の代表による区民会議運営研究会により検討をしているところであるが、今後の区民会議の発展のためにもこの研究会の成果に期待したい。

七—むすび

今まで、区政と行政情報についてまとまりのないことを述べたが、今後、市政を進めるには、今まで以上に区政が重

要となり、区役所が主体となつていかなければならないであろう。そのためには、行政組織の見直し、職員の意識変革、さらには市民の意識変革も重要であろう。そして、市民の情報、行政の情報を相互に出しあつて、街づくりを市民、行政が共同にやつていくことが必要となっている。この条件整備、市民・行政の協力体制が充実されることを願つて筆を止めることにする。△清水Ⅱ保土ヶ谷区区政推進課調整係長／松井Ⅱ同区同課同係▽